

提案説明

【 市長提案説明 】

それでは、上程になりました報告 1 件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第 29 号の「専決処分の報告」につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしたものであります。

本年 6 月、大字下深谷部地内の市道下深谷部 14 号線において、南方向に走行していた公用車が、市道深谷柚井線の交差点を左折しようとしたところ、民家の外構に衝突し、フェンス及び基礎ブロックを損傷したもので、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されている、損害賠償について専決処分しましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の提案説明は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。
(会議録が正式な発言記録となります。)